

第35回南幌町農業委員会総会議事録

令和2年4月27日（月）午前10時00分より、役場各種委員会室において第35回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	馬	場	政	通
2	番	清	水	春	樹
3	番	立	川	久	彦
4	番	青	木	義	春
5	番	江	郷		弘
6	番	瀬	川		徹
7	番	野	呂田	雄一	郎
8	番	南		則	之
9	番	林		裕	司
10	番	渡	邊	信	光
11	番	鍋	山	洋	一
12	番	山	下	義	昭

欠席者

議長 これより、第35回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。7番 野呂田 委員、
8番 南 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第35回南幌町農業委員会総会は、4月27日 本日1日限り
といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第35回南幌町農業委員会総会
は、4月27日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和2年3月26日、第34回農業委員会総会を開催した。
4月9日、空知農業委員会連合会第1回役員会及び通常総会が
岩見沢市で開催され、会長出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定

により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和2年4月27日提出。南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、1件でございます。

認定年月日は令和2年4月24日、有効期限が令和7年4月23日までとなっております。

認定番号2の4の1、住所は南〇線西〇番地、〇〇 〇〇、再認定です。認定農業者の経営体の総数につきましては、151経営体で、うち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和2年4月27日提出。

南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者ですが、南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で364㎡となります。

届出をした日ですが、令和2年4月14日となります。取得した事

由は、所有者の〇〇による相続となっております。
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については報告済みといたします。

議長 日程第6 議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和2年4月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が3件でございます。最初に2件説明いたします。

所有権移転、整理番号2の4の1の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、□□□□□。

土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番、田で39,488㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

2件目の整理番号2の4の2の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、□□□□□。

土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番、田で21,575㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画の決定、
整理番号2の4の1と2の4の2については、提案のとおり承認
することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、整理番号2の4の1と2の4
の2については、提案のとおり承認することに決しました。

議 長 整理番号2の4の3につきましては、農業委員会法第31条、
議事参与の制限により、鍋山委員の退席を求めます。退席するま
での間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、鍋山委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号2の4の3の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、
〇〇〇〇。売り手は、□□□□□。
土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で
36,305㎡他計10筆ございまして、156,696㎡とな
ります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。以
上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積計画の決定、
整理番号2の4の3については、提案のとおり承認することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、整理番号2の4の3について
は、提案のとおり承認することに決しました。
退席しております鍋山委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさ
せていただきます。

(暫時休憩し、鍋山委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま
した。第35回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いた
したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第35回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午前10時10分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

7 番

8 番